

ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議

ロシアによるウクライナへの武力侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙であり、武力の行使を禁ずる国連憲章・国際法の重大な違反である。

この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会における秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な事態であり、核による威嚇・牽制は地球上の全人類にとって、断じて容認できることではない。いかなる国においても人間として、暴力と脅迫は決して許されるべきものではない。

鳩山町議会は、ロシアによる今回の武力攻撃及び侵略に対し、ロシアに厳重に抗議するとともに、国連総会の緊急特別会合において採択された決議を受け入れ、即時の攻撃停止と完全撤退を強く求める。

また、政府においては、現地在留邦人の安全確保とウクライナ国民の救済に努めるとともに、国際社会と緊密に連携し、厳格な対応を行うよう要請する。

以上、決議する。

令和4年3月14日

埼玉県比企郡鳩山町議会